

能登町新人・再就職介護従事者就業支援給付金支給要綱

(目的)

第1条 この告示は、介護従事者の不足の解消及び定着を図るため、新たに能登町内（以下「町内」という。）の介護保険施設等に就職する介護従事者若しくは再度町内の介護保険施設等に就職する介護従事者に対し、予算の範囲内において給付金を支給するものとし、その支給に関しては、能登町補助金交付規則（平成17年能登町規則第34号）に定めるもののほか、この告示によるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険施設等とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定するサービスを行う事業所及び介護療養型医療施設をいう。
- (2) 介護福祉士等の資格とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視覚訓練士、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、准看護師、管理栄養士及び歯科衛生士の資格をいう。
- (3) それ以外の資格とは、介護福祉士等の資格以外の介護職員初任者研修及び実務者研修の修了者又は旧2級ヘルパー等の介護業務に関する資格をいう。
- (4) 常勤雇用とは、町内の民間事業所に雇用される者が事業所の所定労働時間を勤務することをいう。

(給付対象者)

第3条 就業支援給付金の支給対象者は、町内に住所を有する者及び日本国籍を有する者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に定める在留資格のうち、永住者又は日本人の配偶者又は永住者の配偶者等のいずれかを有する者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者であつて、別表第1の支給要件を全て満たす者とする。

(給付金の額及び支給方法)

第4条 給付金の額及び支給方法は、別表第2のとおりとする。

(支給申請・請求)

第5条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、能登町新人・再就職介護従事者就業支援給付金支給申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(給付金支給決定及び額の確定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、給付金の支給決定及び額の確定をし、申請書を受理した日から1箇月以内に能登町新人・再就職介護従事者就業支援給付金支給決定及び額確定通知書（様式第5号）を申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第7条 町長は、給付金の支給を受けた者が、偽りその他不正な手段により給付金を受けていたと認めるときは、申請者又は連帯保証人に支給した給付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

2 町長は、前項の規定による返還を決定したときは、能登町新人・再就職介護従事者就業支援給付金返還請求書（様式第6号）を通知しなければならない。

(給付金の返還免除)

第8条 町長は、支給対象者が死亡又は心身障害等の理由により給付金の返還が不能又は困難となったときは、前条の規定による返還の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定により給付金の返還の免除を受けようとする者は、能登町新人・再就職介護従事者就業支援給付金返還免除申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請書により同項の規定の適用が適当と認められる場合は、能登町新人・再就職介護従事者就業支援給付金返還免除申請許可書（様式第8号）により給付金の返還の免除を受けようとする者に通知するものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

別表第1（第3条関係）

支給要件	1 平成31年4月1日以降、新たに町内の民間介護保険施設等に常勤雇用として就職する介護従事者であつて、以前に町内の介護保険施設等又は町内に事業所を置く法人に雇用されていない者若しくは以前に介護従事者として従事し、離職日から3月以上経過し、再度町内の民間介護保険施設等に常勤雇用として就職する介護従事者。
	2 町税又は使用料等の滞納がない者。

備考 過去に町外の介護保険施設等に雇用されていた事実の有無は問わない。

別表第2（第4条、第5条関係）

給付金の額及び支給方法	添付書類	申請期限
<p>【介護福祉士等の資格】 雇用開始日から継続して1年間就職した後、20万円を支給し、以後1年経過ごとに20万円を支給</p> <p>【それ以外の資格】 雇用開始日から継続して1年間就職した後、10万円を支給し、以後1年経過ごとに10万円を支給</p>	①雇用証明書（様式第2号）	雇用開始日から1年を経過した2箇月以内（以後の申請は、雇用開始から2年が経過した2箇月以内）
	②履歴書（様式第3号）	
	③誓約兼同意書（様式第4号）	
	④資格を証明する書類（写し可）	
	⑤連帯保証人の所得証明書	
	⑥能登町税に関する文書の様式を定める規則（平成17年3月1日規則第36号）に定める町税の滞納がないことの証明書	
	⑦その他町長が必要と認める書類	

備考 支給は、連続する3年を限度とする。